

令和 6 年度

第 1 回新見市地域包括支援センター運営協議会

資 料

令和 6 年 8 月 2 9 日（木）

新見市地域包括支援センター

令和５年度 新見市の高齢者の状況・地域包括支援センター運営状況 資料１
(頁１～１４)

令和６年度 新見市地域包括支援センター運営方針（案） 資料２
(頁１５)

令和６年度 新見市地域包括支援センター事業計画（案） 資料３
(頁１６～１７)

令和６年度 介護予防プラン作成業務委託事業所 資料４
(頁１８)

認知症初期集中支援推進事業 資料５
(頁１９～２２)

地域密着型サービスについて 資料６
(頁２３)

令和 5 年度 新見市の高齢者の状況・地域包括支援センター運営状況

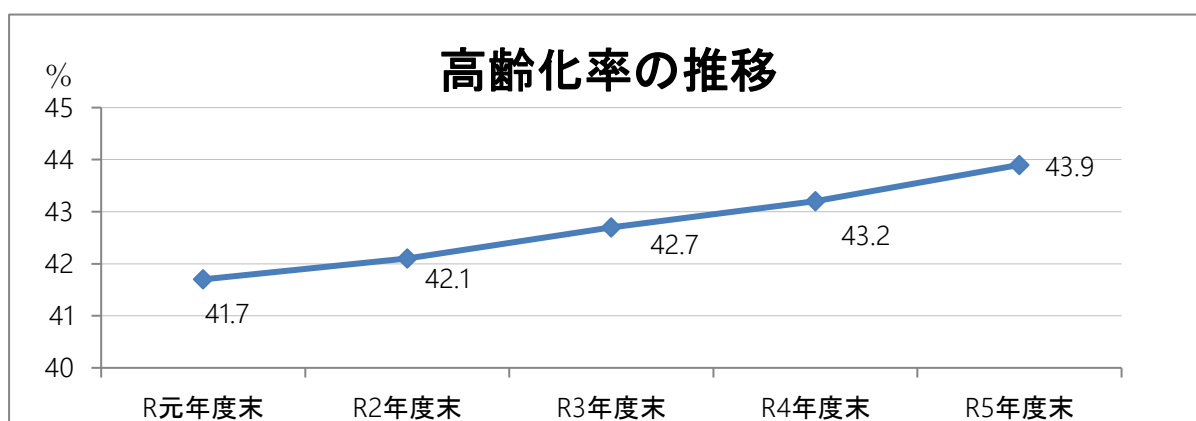
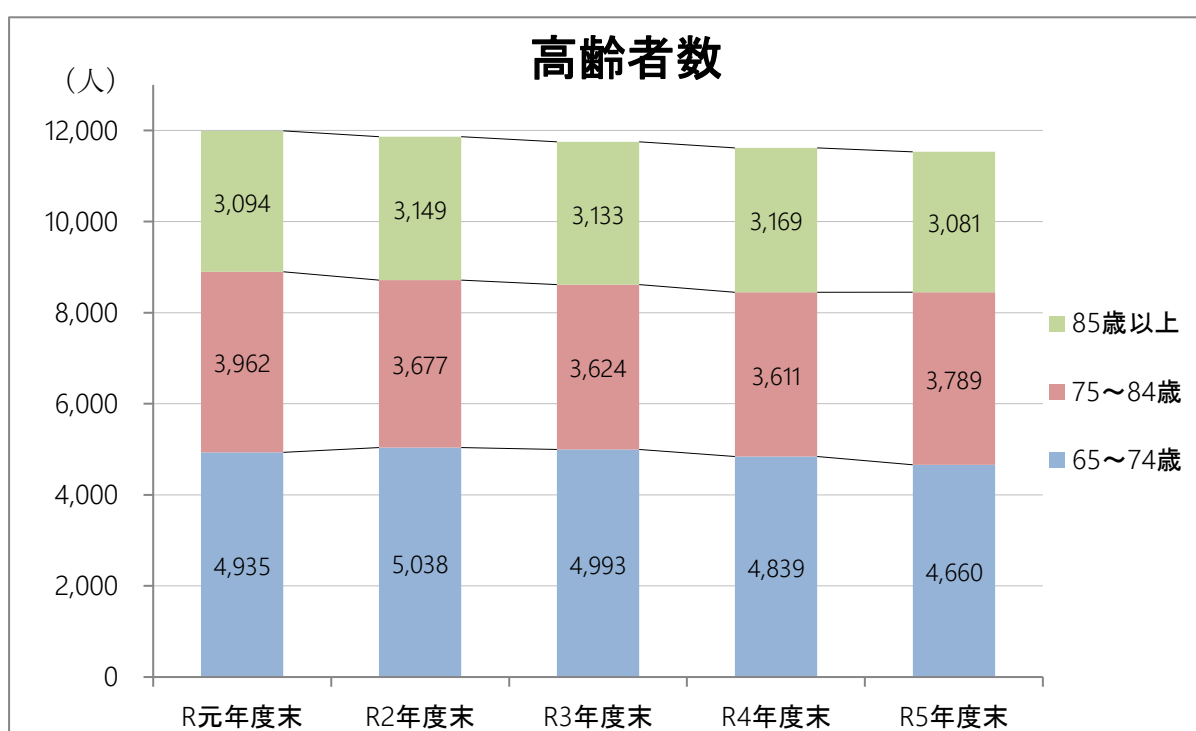
1 新見市の高齢者の状況

(1) 高齢者数、高齢化率の推移

人口（外国人含む）

（単位：人、％）

	人口	増減	世帯数	65歳未満	65歳以上			高齢化率	
					65～74	75～84	85以上		
令和元年度末	28,786		12,706	16,795	11,991	4,935	3,962	3,094	41.7
令和2年度末	28,194	△ 592	12,719	16,330	11,864	5,038	3,677	3,149	42.1
令和3年度末	27,520	△ 674	12,630	15,770	11,750	4,993	3,624	3,133	42.7
令和4年度末	26,894	△ 626	12,600	15,275	11,619	4,839	3,611	3,169	43.2
令和5年度末	26,258	△ 636	12,523	14,728	11,530	4,660	3,789	3,081	43.9



新見市の人口は年々減少しています。一方、高齢化率は上昇を続け、令和6年3月末には43.9%に達しています。

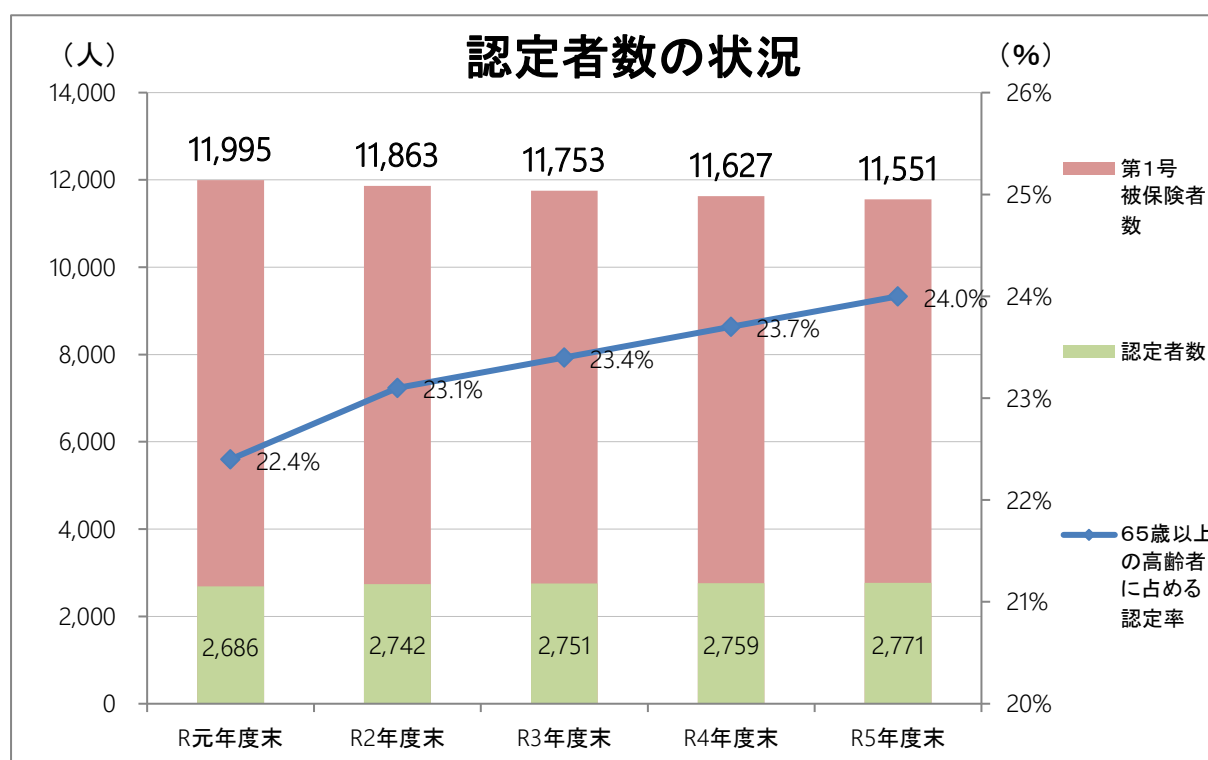
高齢者の年齢区分では、65～74歳、85歳以上の人口は減少し、75～84歳以上の人口は増加しています。

(2) 認定者数の状況

(単位：人、%)

年度末	65歳以上			75歳以上			2号被保険者 認定者数
	被保険者数	認定者数	認定率	被保険者数	認定者数	認定率	
令和元年度末	11,995	2,686	22.4				35
令和2年度末	11,863	2,742	23.1	6,826	2,566	37.6	32
令和3年度末	11,753	2,751	23.4	6,757	2,567	38.0	26
令和4年度末	11,627	2,759	23.7	6,809	2,578	37.8	24
令和5年度末	11,551	2,771	24.0	6,912	2,591	37.5	21

(資料：介護保険事業状況報告)



要支援・要介護の認定者数は、第1号被保険者数は減少傾向ですが、認定者数は増加しています。

令和5年度65歳以上の高齢者の介護保険認定率は、令和6年3月末現在、岡山県27自治体の中で1位となっています。

2 令和5年度 新見市地域包括支援センター運営状況

(1) 職員の配置状況

(単位: 人)

常勤					非常勤			
管理者	保健師	社会福祉士	主任介護支援専門員	事務職	保健師	主任介護支援専門員	介護支援専門員	事務職
1	2	2	3	1	1	2	2	2
基準人数	2	2	2					

※ 一つの地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。

- ・保健師その他これに準ずる者 2人
- ・社会福祉士その他これに準ずる者 2人
- ・主任介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の6第1項に規定する主任介護支援専門員研修を終了した者をいう。）その他これに準ずる者 2人

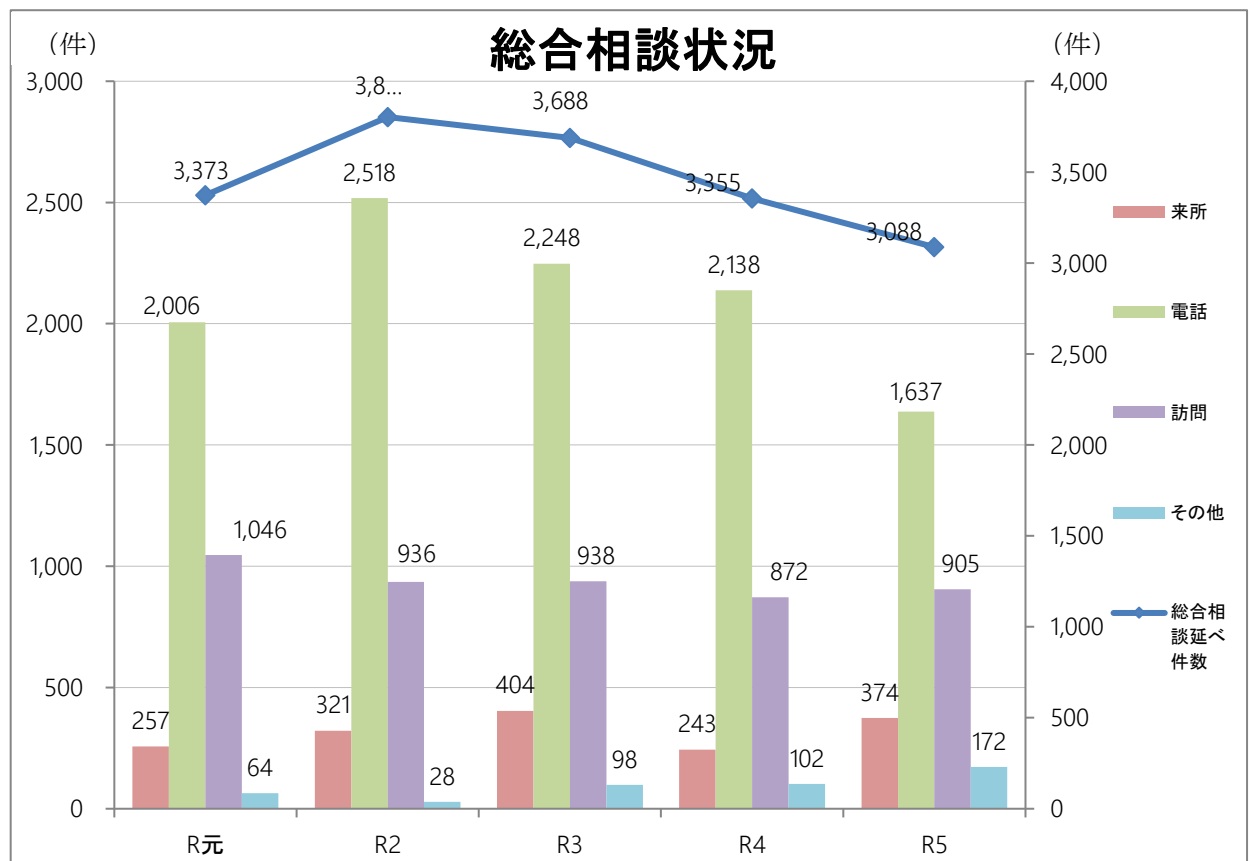
(2) 総合相談支援業務

① 総合相談状況

(単位: 件)

年度	総合相談延べ件数	相談方法			
		来所	電話	訪問	その他
令和元年度	3,373	257	2,006	1,046	64
令和2年度	3,803	321	2,518	936	28
令和3年度	3,688	404	2,248	938	98
令和4年度	3,355	243	2,138	872	102
令和5年度	3,088	374	1,637	905	172

(資料: 備中県民局活動実績報告)



② 総合相談内容

(単位: 件)

年度	相 談 内 容 (延べ)							実態把握訪問
	介護相談	福祉相談	介護予防	認知症	健康医療	虐待・権利擁護	その他	
令和元年度	1,216	53	1,075	490	90	122	327	588
令和2年度	1,338	148	1,146	519	183	287	243	571
令和3年度	1,720	60	617	614	94	103	258	441
令和4年度	1,109	76	732	655	161	327	185	391
令和5年度	1,057	54	822	472	136	305	234	502

総合相談全体の延べ件数は前年度と比較して減少していますが、認知症に関する相談や虐待・権利擁護に関する相談は、年々複雑になってきており、1件あたりに要する時間は長くなっています。

(3) 高齢者虐待・権利擁護業務

① 高齢者虐待対応状況

(単位: 人、件)

年度	新規件数	虐待の内容 (重複あり)				
		身体的虐待	ネグレクト	経済的虐待	心理的虐待	性的虐待
令和元年度	6	4	0	0	3	0
令和2年度	11	5	0	4	4	0
令和3年度	11	9	1	0	5	0
令和4年度	16	6	6	0	4	0
令和5年度	21	13	3	3	7	0

令和5年度の新規件数は、21件と前年度と比較すると増加しています。相談者の内訳は、警察署が4件、支援者が16件、本人が1件でした。経年的に支援している者を含め、高齢者虐待の対応は58件あり、老人福祉施設等への措置は4件ありました。

② 虐待防止関係会議の開催状況

②-1 新見市権利擁護協議会：1回開催（令和5年9月20日）

高齢者虐待については、新見市権利擁護協議会の各関係機関と相互に連携し、「新見市高齢者虐待防止・対応マニュアル」に基づき対応しています。また、庁内では福祉課、健康医療課、支局等と連携し、多角的な支援に努めています。

②-2 新見市権利擁護委員会：12回開催（原則月1回開催）

新たに虐待事案が生じた場合は、地域包括支援センター職員だけでなく、担当の介護支援専門員等の支援者も参加し、弁護士・司法書士・社会福祉士等の委員で構成する「権利擁護委員会」において、緊急性や支援方針の検討を行っています。

③ 虐待防止研修会の開催状況

テーマ：高齢者虐待について

開催日：令和5年12月25日（月）

場 所：新見市地域福祉センター

参加者：12名（新見市社会福祉協議会職員）

④ 成年後見制度

市長申立の状況

令和元年度	4件 (1件取り下げ)
令和2年度	5件 (1件取り下げ)
令和3年度	4件 (1件取り下げ)
令和4年度	9件
令和5年度	7件

利用支援事業の状況

令和元年度	7件
令和2年度	6件
令和3年度	6件
令和4年度	4件
令和5年度	11件

成年後見制度は、精神上の障害（認知症、精神障害、知的障害等）により判断能力が十分でない方の意思決定を尊重するために援助者をつける制度です。身寄りのない認知症高齢者等に対しては「市長申立」を実施しており、令和5年度は7件行いました。

地域包括支援センターに入る相談の中でも、成年後見制度に関係するものについては、医療・介護・生活全般に支援が必要な場合も多く、対応に時間を要しています。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

① 在宅医療・介護連携推進協議会の設置：1回開催（令和5年8月10日）

医療支援と介護支援を必要とする市民が、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療と介護の関係者の連携を深めることを目的に、「在宅医療・介護連携推進協議会」を設置し、事業推進の方針や内容について協議しました。

② 在宅医療・介護連携支援センターの設置

新見市では、在宅医療・介護連携推進事業の一部を、新見医師会「在宅医療・介護連携支援センターまんさく」へ委託しています。まんさくでは、下記の事業を実施しました。

②-1 地域の医療・介護の資源の把握

- ・「在宅医療連携ガイド」更新
- ・「在宅医療連携ガイド」新規事業所の追加
- ・「新見市内事業所料金・加算一覧」の改正・配布
- ・新見地域年間会議等一覧の作成・配布（年2回）
- ・新見版情報共有書の更新

②-2 在宅医療・介護連携に関する相談支援

②-3 人材育成研修会・多職種連携会議の開催（3回）

〈テーマ〉

- ・「医療・介護・障害者福祉の連携」参加者49名
- ・「ACPのプロセス、意思決定支援について」参加者45名
- ・「2024年糖尿病の会一顧番？質？量？」参加者71名

③ 新見地域医療ネットワークの支援

平成29年度より、新見地域医療ネットワークの活動を在宅医療・介護連携推進事業に位置づけ、実務者レベルでの課題抽出や対応策の協議を行っています。

③-1 実務者協議会：年3回開催

（令和5年5月15日、10月19日、令和6年3月11日）

③-2 役員会：年4回開催

③-3 在宅看取りを考える会：年2回参加

③-4 医療・介護れんらく帳の活用促進

③-5 介護等職員のための出前講座：9回開催

介護事業所等を対象に、介護職員のスキルアップや多職種連携の推進を目的に開催

③-6 住民への普及啓発活動

(i) ACP普及啓発短編ドラマ作成

(ii) 市民研修会の開催

開催日：令和5年11月30日（木）

場 所：まなび広場にいみ 小ホール

内 容：講演会 岡山県医師会 会長 松山正治 氏

岡山大学病院高度救命救急センター 教授 中尾篤典 氏

取り組み紹介 渡辺病院 副院長 溝尾妙子 氏

虹の訪問看護ステーション 管理者 須藤美帆 氏

新見市消防署 救急係長 竹本典孝 氏

短編ドラマ上映 主演 渡辺病院 院長 遠藤彰 氏

参加者：約200名

(iii) 医療や介護の専門職からのメッセージ「笑顔をつなぐ」を地元新聞に掲載

「専門職としての私の夢」をテーマに、8名の専門職の方に活動の紹介や思いを執筆してもらいました。

(iv) 一般市民への出前講座：1回開催

地域住民の自宅医療・介護連携の理解を促進することを目的に開催

(v) ACP普及啓発

・上市（ゆこゆこカフェ） 参加者 25名

・千屋（生き生き健康アップ支援事業） 参加者 18名

・大佐（社会福祉協議会地域福祉研修会） 参加者 31名

・哲西（認知症カフェ） 参加者 40名

④ 啓発事業の実施

健康教室等の際に、チラシ等を活用し、「あいうべ体操」の実践指導を行いました。

健康教室48会場 531名

集団検診 9会場 485名

⑤ 各種連携推進事業への参画

毎月1回開催される新見地域在宅医療支援システム研究会へ参加し、在宅医療・介護連携に関する事業の協議・検討を行いました。

(5) 生活支援体制整備事業

① 第1層生活支援コーディネーター：社会福祉協議会に委託

①-1 地域ニーズと資源状況の見える化

市全域における生活支援に関する情報提供を行いました。

主な活動内容：・生活支援サービス一覧表更新(市ホームページにて公開)

・ふれあいいきいきサロン集いの場ガイドブックの作成

・新規サロンの立ち上げ支援

①-2 関係者間のネットワーク構築と資源開発に向けた取組

第2層生活支援コーディネーター及び各関係機関と地域情報および活動内容の共有・支援を図りました。

主な活動内容：・小地域ケア会議関連の研修会企画・運営

・生活支援コーディネーター情報交換会の企画・運営

・市内3地区の住民アンケート調査

・地域運営組織づくりに向けた協議への参画

・各地区における互助活動支援（第2層と協力・連携）

- ② 第2層生活支援コーディネーター：市民センター・公民館・社協各支所の18箇所に配置
地域団体との会議や小地域ケア会議、福祉連絡会等への参加を通して、地域の社会資源等の情報収集や課題の把握、地域住民による助け合い支援の促進を図っています。

主な活動内容：・小地域ケア会議および福祉連絡会への参加
・生活支援コーディネーター情報交換会への参加
・地域共生社会推進チームとの連携・協働
・住民アンケート調査に関する協議への参画
・助け合い活動に関する相談および支援

③ 生活支援コーディネーターに関する研修会

全体的な活動の促進・支援として、生活支援コーディネーターや関係機関を対象とした地域づくりに関する研修会や活動状況を共有するための情報交換会を開催しました。

③-1 新任研修の開催

・新任者（2名）に対し、年度初めに面接形式で事業説明および意見交換を行いました。

・令和5年度 生活支援コーディネーター養成 基本研修

※オンライン形式にて全6回コース

③-2 第2層生活支援コーディネーターとの意見交換の開催

・令和5年9月7日：生活支援コーディネーター情報交換会開催

・テーマ：地域も生活支援コーディネーターも元気になろう！

（欠席者については、情報交換会の録画DVD視聴および成果確認シート提出を依頼）

※注：第1層＝市全域 第2層＝日常生活圏

(6) 認知症施策の推進

（単位：人）

年度	養成講座 開催数	サポーター 養成数（新規）		サポーター数累計	キャラバン・ メイト数
		総数	内キッズサポーター		
令和元年度	14	196	29	4,982	93
令和2年度	16	243	46	5,225	97
令和3年度	15	273	67	5,498	99
令和4年度	12	249	134	5,747	99
令和5年度	31	478	206	6,225	91

① 認知症サポーター養成講座

認知症の人とその家族を地域全体で支えることを目指して、認知症サポーターの養成に平成19年度から取り組み、令和5年度末で市内のサポーターは6,225名となっています。

令和5年度は、市内全小学校（14校）で養成講座を開催し206名のキッズサポーターを養成しました（1校は複式学級で前年度実施済み）。今後も継続して児童が認知症について学ぶ機会が持てるよう、小学校へ働きかけていきます。

また、キャラバン・メイトの研修会を開催し、若年性認知症や社会保障制度等について研修を行いました。また令和5年度初めて、キャラバン・メイトを対象に活動意識調査を行いました。

①-1 キャラバン・メイト研修会

開催日：令和5年6月22日（木）

参加者：24名

講師：認知症の人と家族の会 岡山県支部 代表 安藤光徳氏

①-2 メイト活動意識調査

意識調査送付：登録のある103名のメイトのうち、連絡先が分かる95名へ送付
返信：78名（回収率82.1%）

今後の活動に対する意識は「依頼があれば可能な範囲でやりたい」が57.6%（45人）で最も多く、続いて「あまりやりたくない」11.5%（9人）でした。回答のあった11人から「今後活動ができない」と削除届が出され、年度末でキャラバン・メイト数は91名となりました。

② 認知症サポーターステップアップ講座

令和3年度から、認知症サポーター養成講座を受けた方で地域活動をしたいと言われる希望者へステップアップ講座を実施しています。認知症に関する正しい知識と理解を持ち、具体的に本人や家族の見守り支援を行ったり、認知症カフェなどの活動へ参加したりできるボランティアを育成することを目的に行っています。令和5年度は全4回の講座を実施し6名が修了し、令和5年度末で修了者は延べ20名となりました。

修了者は「オレンジの会」として、アルツハイマー月間を中心とした啓発活動や認知症カフェに参加しています。

③ 認知症予防講座

各地区で開催されているサロンや老人クラブ等において、若年性認知症の内容も含めた認知症講話や、iPadを活用した予防講座を開催しました。

開催回数：4回

参加者延べ人数：55名

④ 認知症地域支援・ケア向上事業

④-1 認知症地域支援推進員（地域包括支援センター職員兼務）を配置

④-2 認知症相談会・認知症本人座談会の開催

令和5年度初めて、認知症に関する相談窓口を定期的に開設し、市報やチラシで相談先の周知を行いました。また、認知症の当事者本人が今後の希望や困りごとをお互いに語り合える場である本人座談会を行いました。

・認知症相談会：年間6回開催

相談件数：2件

・認知症本人座談会：年間6回開催

参加者延べ：39名（うち認知症当事者延べ13名）

④-3 行政放送による認知症番組作成

令和5年度初めて行政放送番組で認知症の番組を作成しました。「日々、自分らしく生きていく～認知症になっても安心して暮らせるまちに～」と題して、市内の認知症当事者のインタビュー映像や市内の認知症サポーター養成講座の様子を放送しました。

④-4 認知症カフェ

特定非営利活動法人NPOきらめき広場、新見市社会福祉協議会、株式会社成峰、社会福祉法人恵愛会の4ヶ所に委託し、認知症カフェを開催しました。

開催回数：32回

参加者延べ人数：931名（平均29名／回）

※認知症の方とその家族、地域住民、スタッフ等

④-5 おれんじ通信にいま

令和3年度から認知症カフェを通じて築いてきた認知症の人を支える繋がりを持継続し、認知症カフェの近況や情報を発信する「おれんじ通信にいま」を作成しました。年間3回発行し、各認知症カフェで配布するのに合わせて、市内21箇所の郵便局でも掲示・配布をしてもらっています。

④-6 高梁・新見地域認知症疾患医療センター地域連携会議新見部会への参加

地域の連携体制の強化や地域の課題やニーズに即した取り組みを進めていくため、令和元年度から、高梁と新見それぞれで協議会を開催しています。

令和5年度新見部会の活動

世界アルツハイマー月間に市民向け研修会

テーマ「認知症の人の家族の想いを聞く」

開催日：令和5年9月9日（土）

参加者：51名

医療・介護従事者向け研修会

「認知症の薬物療法～新薬“レカネマブ”の運用を含めて～」

開催日：令和6年2月22日（木）

参加者：70名

⑤ 認知症初期集中支援推進事業

チームは保健師2名、看護師1名、介護福祉士3名、認知症サポート医2名で構成。

チーム員会議開催回数：6回

新規支援事例数：4件

チーム員会議での支援方針検討事例数（延べ）：18件

⑥ 認知症関連の普及啓発

⑥-1 認知症に関する標語の募集

令和5年度初めて、認知症について正しく知り関心を持ってもらうことを目的に、認知症に関する標語の募集を行いました。応募総数は363作で、小学生から200作を超える応募がありました。最優秀作品は懸垂幕を作成し12月に本庁舎前に展示しました。

募集期間：令和5年9月1日～9月30日

文字数：14文字以内

最優秀賞：「忘れても あなたの笑顔 守りたい」高尾小学校6年生の作品

⑥-2 世界アルツハイマー月間（9月）の啓発活動

- ・親子孫水車ライトアップ（オレンジ色）
- ・まなびの森新見図書館・哲西図書館・げんき広場にいまにて、認知症に関するコーナー開設
- ・街頭啓発イベントとして、商業施設でオレンジの会と啓発チラシの配布
- ・市役所本庁舎と南庁舎前に認知症の普及啓発のカラーであるオレンジ色の花マリーゴールドを設置
- ・市報にいま9月号で認知症の特集記事を掲載
- ・新見市公式Instagramにて、にーみんとマリーゴールドを掲載

（7）地域包括ケアシステムの構築（地域のネットワーク構築）

① 地域ケア会議の推進

地域ケア会議に求められる「1. 個別課題解決機能」「2. ネットワーク機能」「3. 地域課題発見機能」「4. 地域づくり・資源開発機能」「5. 施策形成機能」という“5

つの機能”を果たすことが出来るよう、庁内関係課・社会福祉協議会等と協働して地域ケア会議の取り組みを行っています。

①-1 小地域ケア会議の開催

小地域ケア会議（住民の見える身近な暮らしの圏域において、住民と専門職が地域の福祉課題解決に向けて協議する場）を開催しました。

実施主体：地域包括支援センター

推進主体：社会福祉協議会

共 催：健康医療課・福祉課

開催状況：市内３８地区 延べ ６１回

参加者：延べ ７８７名

①-2 小地域ケア会議職員研修会の開催

開催日：令和５年８月２２日（火）

場 所：新見市役所南庁舎

内 容：講演及び演習「モヤモヤしてる？小地域ケア会議」

講 師：美作大学 生活科学部 社会福祉学科 教授 堀川涼子 氏

参加者：６３名

①-3 地域ケア個別会議の開催

（ⅰ）支援困難型

介入拒否や依存症等の支援困難事例に対し、支援者間の情報共有、支援方針の検討や関係機関の役割分担の明確化を図り、当事者の自立支援を目的に、個別ケア会議を開催しました。

開催実績：１３回

検討ケース数：９件

（ⅱ）自立支援型

多職種参加・連携のもと、それぞれの専門性の視点を活かし、自立支援・重度化予防を目的とした支援のあり方を検討しました。

開催実績：１０回

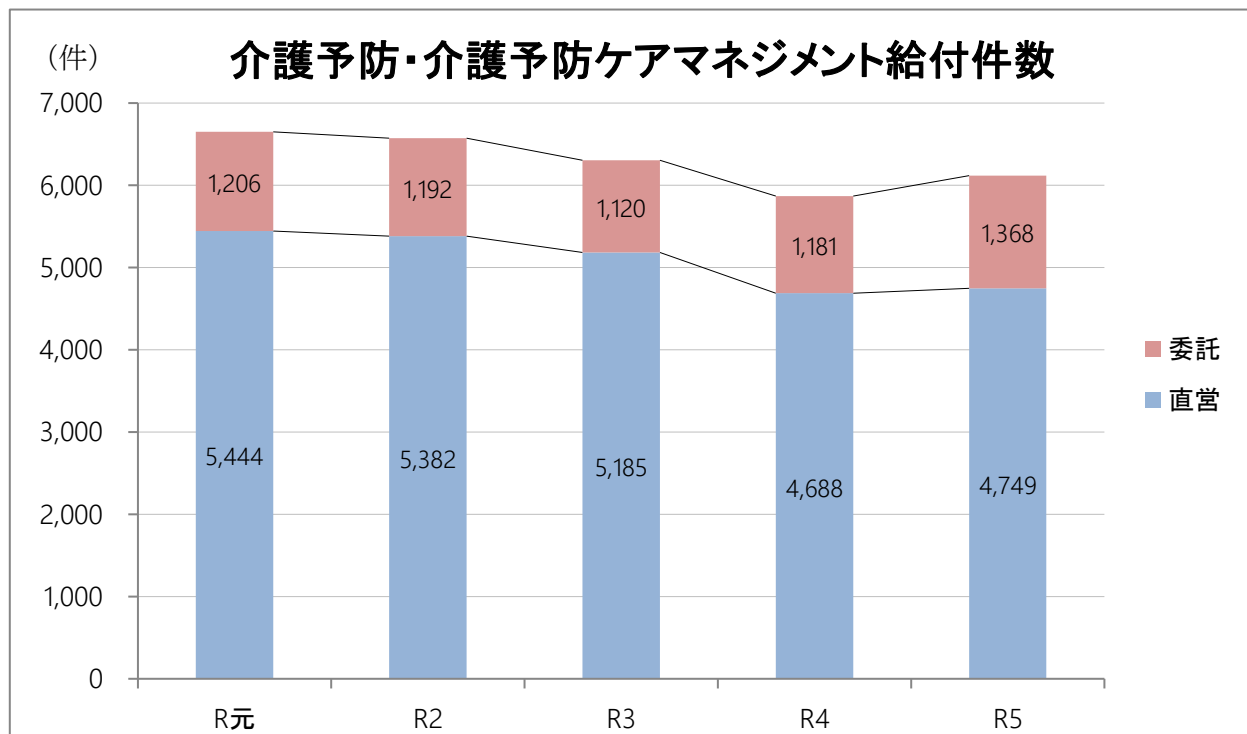
検討ケース数：４５件

(8)介護予防プラン関係

① 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント給付件数

(単位: 件)

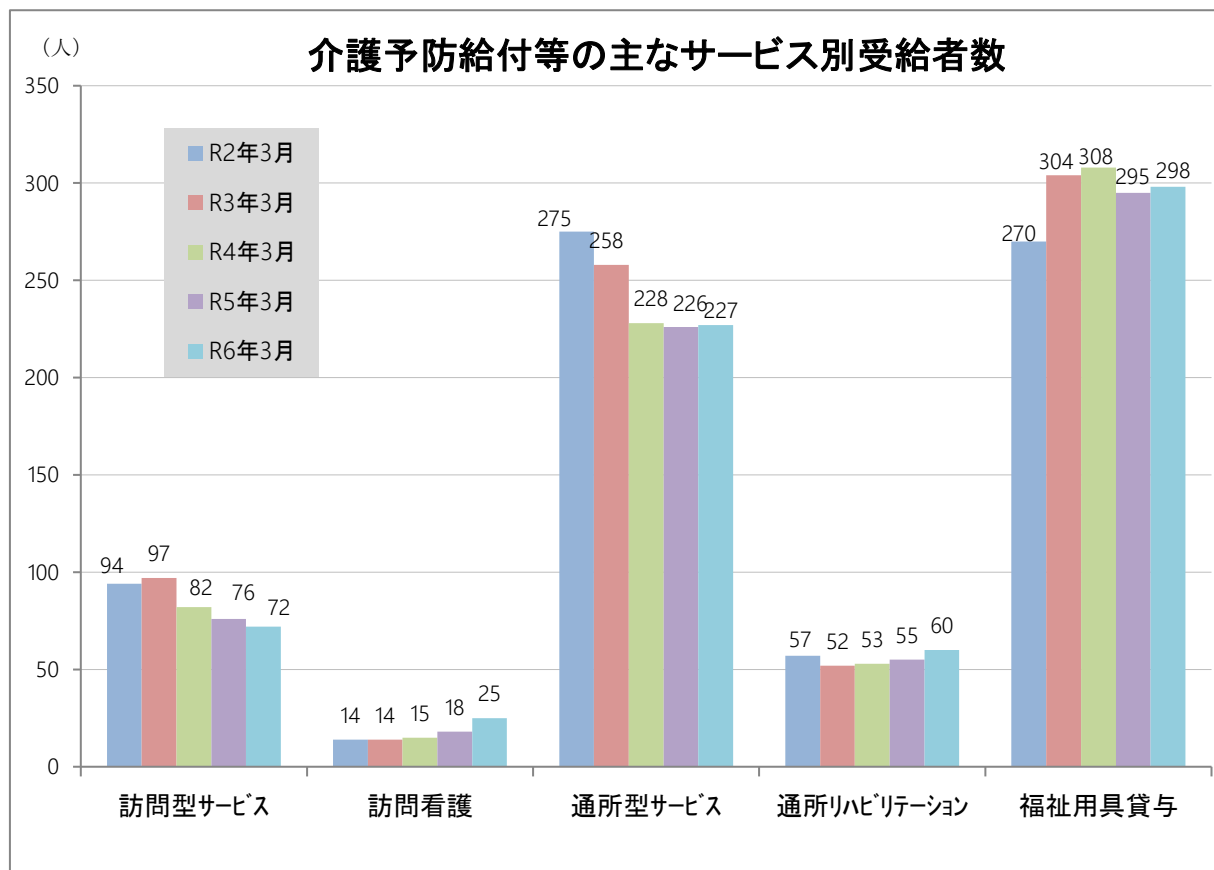
年度		予防給付 延べ件数	内 訳 件 数		6月時点(実数)		委託 事業所数
			直 営	委 託	直 営	委 託	
令和元年度	予防支援事業	3,821	2,989	832	250	65	13
	総合事業	2,829	2,455	374	207	33	
令和2年度	予防支援事業	4,078	3,256	822	252	68	13
	総合事業	2,496	2,126	370	179	27	
令和3年度	予防支援事業	4,168	3,354	814	276	69	16
	総合事業	2,137	1,831	306	159	29	
令和4年度	予防支援事業	4,035	3,151	884	269	79	15
	総合事業	1,834	1,537	297	135	25	
令和5年度	予防支援事業	4,135	3,143	992	264	85	15
	総合事業	1,982	1,606	376	138	35	



②介護予防給付、総合事業の主なサービス別受給者数

(単位：人)

	訪問介護	訪問看護	通所介護	通所リハビリテーション	福祉用具貸与
令和２年３月	94	14	275	57	270
令和３年３月	97	14	258	52	304
令和４年３月	82	15	228	53	308
令和５年３月	76	18	226	55	295
令和６年３月	72	25	227	60	298



現在、介護予防プランは、およそ８割を直営で実施しており、居宅介護支援事業所への委託数も増加傾向にあります。

サービス利用の種類では、訪問介護（ヘルパー）が減少し、訪問看護は増加傾向にあります。

(9) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

① 多様なサービスの創設

①-1 訪問型サービス

	サービス名称	内 容
従来相当	総合事業訪問介護	介護事業者が提供する訪問介護（予防訪問介護相当）
緩和型	緩和型訪問介護	介護事業者または民間事業者等が提供する身体介護を除く生活援助
住民主体型	助け合い訪問介護	NPO 法人等が提供する生活援助

- ・総合事業訪問介護は、市内6事業者が実施。
- ・緩和型訪問介護は、新見市シルバー人材センター、生活協同組合おかやまコープが実施。
- ・助け合い訪問介護は、NPOきらめき広場が実施。

※サービス受給者数

訪問型	総合事業訪問介護	緩和型訪問介護	住民主体型
令和2年度	136名	3名	8名
令和3年度	121名	2名	5名
令和4年度	122名	2名	3名
令和5年度	122名	2名	1名

①-2 通所型サービス

	サービス名称	内 容
従来相当	総合事業通所介護	介護事業者が提供する通所介護（予防通所介護相当）
緩和型	緩和型通所介護	緩和した基準による通所介護
短期集中型	短期集中型サービス事業	健康増進施設の専門職が3ヶ月間の個別指導

- ・総合事業通所介護は、市内14事業者が実施。
- ・緩和型通所介護は、市内1事業者が実施。
- ・短期集中型サービス事業は、げんき広場にいみが実施。

※サービス受給者数

通所型	総合事業通所介護	緩和型通所介護	短期集中型
令和2年度	358名	—	3名
令和3年度	330名	29名	3名
令和4年度	333名	40名	5名
令和5年度	299名	35名	2名

(10) 介護予防事業に関する事業展開

① 新見で〜れ〜ええ体操 パート2

市内リハ職と協力して体操を作成し、令和6年1月から1日2回（9:30, 15:30）放送しています。

(11) その他

① 高齢者等見守りネットワーク

定期的に地域内や各戸を回る事業者（郵政・金融・農協・生協・配達・検針業務等）と見守り協定を締結し事業に取り組んでいます。令和5年度末で21事業者と協定締結

をし、事業者が業務中に住民の異変等に気づいた場合、事業者と行政が連携し、状況確認や必要な対応を取っています。

② 介護用品給付事業

要介護者を在宅で介護している家族に対し、介護用品を給付することにより、家族の経済的な負担の軽減を図り、要介護者の在宅生活の支援を図ることを目的に介護用品給付を実施しています。

	事業利用者	支給額
令和２年度	２６名	１,２２６,０１５ 円
令和３年度	３４名	１,６０８,８２１ 円
令和４年度	４２名	１,５３０,６５７ 円
令和５年度	３７名	１,５４０,２５７ 円

令和 6 年度 新見市地域包括支援センター運営方針（案）

令和 6 年 3 月に策定した第 9 期新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本理念「共に支え合い 笑顔があふれる あたたかいまち にいみ」に基づき、全ての高齢者が可能な限り介護を必要とせず、健康で元気に暮らせるように、また、支援や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指して、次の目標に取り組みます。

1 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

- ・高齢者が住み慣れた地域において、安心して今の暮らしを継続できるよう、保健・医療・福祉などの関係機関や団体と連携した支援をはじめ、地域で見守る体制づくりを推進します。
- ・独り暮らしや高齢者のみの世帯、または介護が必要な状態になっても、必要なサービスを必要なときに適切に利用できるよう、介護保険事業の円滑な運営に努めます。

2 健康で生きがいのあるまちづくり

- ・生活機能の低下や生活習慣病等を予防し、生涯にわたって自分らしく健康で生き生きと暮らせるよう、引き続き、健康づくりや介護予防活動を推進するとともに、高齢者の地域や社会における様々な活動への参加を促進します。

令和6年度新見市地域包括支援センター事業計画 (案)

事業項目		事業内容	実施計画	具体的な活動
包括的支援事業	総合相談支援業務	○支援を必要とする高齢者を見出すためのネットワークの構築と、それを活用した情報収集による実態把握を行うとともに、各種相談対応・専門的な支援を実施。	・職員を地区担当で配置し、高齢者の実態把握や顔の見える関係づくりを図る。 ・保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の専門性をいかしながら、相談支援を行う。	・民生委員・児童委員協議会や、小地域ケア会議等の地区活動において、様々な関係者とのネットワークを構築し、高齢の各種相談に対応する。
	権利擁護業務	○高齢者虐待への対応 「新見市高齢者虐待防止・対応マニュアル」に基づいた対応。	・新見市権利擁護委員会を月1回開催する。 ・新見市権利擁護協議会を年1回開催する。	・新見市権利擁護委員会を原則月1回開催する。 ・新見市権利擁護協議会を早期に開催し、関係機関との連携を深める。
		○成年後見制度の活用促進 成年後見制度の説明や支援、必要に応じて市長申立の実施。	・支援の必要な方を迅速かつ正確に制度利用に繋ぐことができるよう、関係機関とのネットワークの構築に努める。	・関係機関と連携して支援を実施する。
	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	○介護支援専門員と関係機関の連携支援とスキルアップの支援を実施。	・高齢者の相談支援を行う介護支援専門員等関係者の資質の向上を図る。	・介護支援専門員を対象とした研修を実施する。
	在宅医療・介護連携推進事業	○医療と介護の多職種が連携するネットワークの構築や課題解決に向けた取り組みを実施。	・在宅医療・介護連携推進協議会を開催する。 ・在宅医療・介護連携支援センターまんさくを中心とした多職種連携研修会を開催する。 ・新見地域医療ネットワーク（実務者協議会）を開催する。	・在宅医療・介護連携支援センターまんさくと連携して事業の推進を図る。 ・在宅看取り、急変時の対応を中心に具体的な取り組みについて協議する。
		○医療・介護連携に関する市民への普及・啓発。	・市民研修会を開催する。	ACP（人生会議）の普及啓発を行う。
	生活支援体制整備事業	○高齢者の生活支援等サービスの提供体制構築に向けて、生活支援コーディネーターを圏域ごと（市内18ヶ所）に配置し、地域における生活支援等の提供体制の整備に向けた取組の推進。	・第1層及び2層生活支援コーディネーターの連携・協働を推進するとともに、地域アプローチのための手法や取組を学ぶための研修会や情報交換会等を開催し、地域づくり活動の支援・促進を図る。	・生活支援コーディネーター等を対象とした地域づくりに関する研修会を開催する。 ・情報交換会を開催する。
		○生活支援コーディネーターおよび生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場を設け、地域資源の情報共有および連携・協働による支え合い体制整備を推進。	協議体の活動により、以下の取組を推進する。 ・多様な生活支援の充実 ・高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり ・地域共生社会構築と連動した取組	・第1層協議体の設置に向けての取組推進。 ・第2層協議体（小地域ケア会議）での支え合い活動推進。 ・生活支援サービスの情報更新・広報。
	認知症総合支援事業	○認知症の容態に応じた支援の実施。	・初期集中支援チームによる支援を行う。 ・認知症ケアパスの普及啓発を行う。	・相談があったケースは早期に支援チームで対応を行う。 ・「認知症になっても安心して暮らせるまちにいま」の普及啓発を行う。
		○認知症の人やその家族を社会全体で支える仕組みづくりの推進。	・認知症サポーターを養成する。 ・認知症サポーターステップアップ講座を開催する。	・地域のサロンや企業などへ認知症サポーター養成講座の開催を呼びかける。

事業項目		事業内容	実施計画	具体的な活動
包括的支援事業	認知症総合支援事業		・認知症キャラバン・メイトの連絡会を行う。 ・認知症カフェの支援を認知症地域支援推進員を中心に行う。 ・世界アルツハイマー月間に合わせて啓発活動を行う。	・ステップアップ講座の受講者が増えるよう働きかける。 ・認知症キャラバン・メイトのフォローアップを行う。 ・認知症カフェの後方支援を行う。 ・「おれんじ通信にいみ」を作成する。 ・認知症の市民研修会を企画する。
		○認知症の当事者が集うことができる場を開催。 ・認知症 本人座談会	・2か月に1回開催する。	・市報 地元新聞で周知 ・地域包括支援センターが把握しているケースへ事業を紹介 ・居宅介護支援事業所へ周知
	地域ケア会議推進事業	○地域ケア個別会議(困難事例型)の開催 支援困難事例や自立支援推進のための会議を開催し、関係者と連携強化を図る。	・支援困難事例：地区担当毎にケースの把握を行い、必要に応じて随時ケース会議を開催する。	
		○地域ケア個別会議(自立支援型)の開催 リハビリテーション専門職をはじめ保健・福祉関係者、介護サービス事業所等多職種参加により、高齢者の自立支援、重度化予防を目指した支援のあり方を検討する場として開催。	・総合事業の利用者を対象に、自立支援、重度化予防のための目標設定および具体的な支援策、地域資源の活用等について多職種間で検討し、その内容を支援のプロセス(ケアマネジメント)に活かす。	・月1回定例開催 ・検討数：3件/回 ・1事例20分程度 ・参加者：リハビリテーション専門職・薬剤師・地域包括支援センター職員・栄養士・生活支援コーディネーター・サービス提供事業所等
		○小地域ケア会議の開催 地域住民と福祉部職員、社協職員で地域の福祉課題について意見を出し合い、解決へ向けた協議の実施。	・小地域ケア会議 市内42地区での開催を目指す。	・福祉部や社会福祉協議会職員と連携を図り、未開催の4地区で開催ができるように、随時実施に向けた協議を行う。
	指定介護予防支援 介護予防ケアマネジメント	○介護保険における予防給付対象者や総合事業対象者に対するサービス計画の作成。	・本人や家族のニーズを把握し、自立支援のために、的確な説明、契約、計画作成、給付管理等の業務を実施する。	
総合事業 (訪問・通所・生活支援サービス)		○ケアマネジメントに基づき、必要とする人に適切な訪問・通所・生活支援サービス提供を実施する。 ○多様な担い手による事業の実施を目指す。	・事業所や介護支援専門員との連携を継続し、安定した事業実施を行う。 ・従来相当サービス以外の利用者の増加を図る。	・利用者へ従来相当以外のサービスの説明を行う。対象者へは引き続き、事業の周知を行う。
介護予防事業		○高齢者の運動習慣の定着をめざし、音源がなくてもいつでもどこでも誰でもできる「新見で～れ～ええ体操」の普及啓発。	・新見で～れ～ええ体操パート3を作成する。	・ケーブルテレビでの放映や介護予防教室・ふれあいいきいきサロンにおいてサポーターを中心にチラシを活用し、普及啓発を行う。

○令和6年度 新見市地域包括支援センター運営状況
職員の配置状況

常勤					非常勤		
管理者	保健師	社会福祉士	主任介護支援専門員	事務職	主任介護支援専門員	介護支援専門員	事務職
1	2	2	3	1	4	1	2
基準人数	2	2	2				

令和 6 年度 介護予防プラン作成業務委託事業所

(介護保険法第 115 条の 23 第 3 項の規定に基づく業務委託)

		法人所在地	事業所番号
		法人名 代表者名	事業所名
1	継続	新見市金谷 6 4 0 番地 1	事業所番号 3371000013
			新見市社協中央ケアセンター
		社会福祉法人 新見市社会福祉協議会 会長 逸見孝明	事業所番号 3373300064
			新見市社協神郷ケアセンター
2	継続	新見市高尾 2 3 0 6 番地 5	事業所番号 3371000054
		一般社団法人 新見医師会 会長 太田隆正	くろかみ介護支援センター
3	継続	新見市大佐田治部 3 2 4 5 番地	事業所番号 3373300023
		社会福祉法人 恵愛会 理事長 吉田直記	おおさ苑居宅介護支援事業所
4	継続	新見市哲多町田淵 7 0 番地	事業所番号 3371000252
		医療法人 国際貢献大学校医療機構 理事長 河相淳一郎	在宅介護支援センターすずらん
5	継続	新見市哲西町矢田 4 3 5 1 番地	事業所番号 3373300288
		社会福祉法人 哲西福祉会 理事長 塚本 陽満	哲西荘居宅介護支援事業所
6	継続	新見市下熊谷 1 5 5 4 番地 1	事業所番号 3371000286
		有限会社 げんき 代表取締役 妹尾英才	居宅介護支援事業所げんき
7	継続	新見市足見 1 3 8 番地	事業所番号 3371000419
		株式会社 Green Leaf 代表取締役 道繁由香理	ケアマネ事業所・クローバー
8	継続	新見市長屋 1 1 8 9 番地	事業所番号 3391000175
		合同会社 すみれ 代表社員 富谷 晴美	居宅介護支援事業所すみれ
9	新規	岡山市中区兼基 3 2 1 - 2	事業所番号 3370110730
		株式会社 アイ・ケア 代表取締役 兼元 典子	アイ・ケア居宅介護支援事業所
10	継続	瀬戸内市邑久町山田庄 1 5 5 - 2 8	事業所番号 3370111191
		合同会社 G A E A 代表社員 出井 利幸	ガイア介護相談事務所
11	継続	倉敷市東塚 5 丁目 4 番 1 6 号	事業所番号 3370200499
		医療法人 和香会 理事長 江澤 和彦	和光園在宅介護支援センター
12	継続	赤磐市河本 1 1 4 3 番地	事業所番号 3372200687
		医療法人 光心会 理事長 光島 猛	居宅介護支援事業所 まごの手
13	新規	広島県庄原市東城町川西 9 4 7 番地 2	事業所番号 3474900028
		社会福祉法人 東城有栖会 理事長 高原 淳尚	東寿園居宅介護支援事業所

● 認知症初期集中支援推進事業

目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

対象者

原則として、40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人、または認知症の人で以下の基準に該当する人



◆医療サービス、介護サービスを受けていない人、または中断している人で次のいずれかに該当する人

- ① 認知症疾患の臨床診断を受けていない人
- ② 継続的な医療サービスを受けていない人
- ③ 適切な介護保険サービスに結び付いていない人
- ④ 診断されたが介護サービスが中断している人

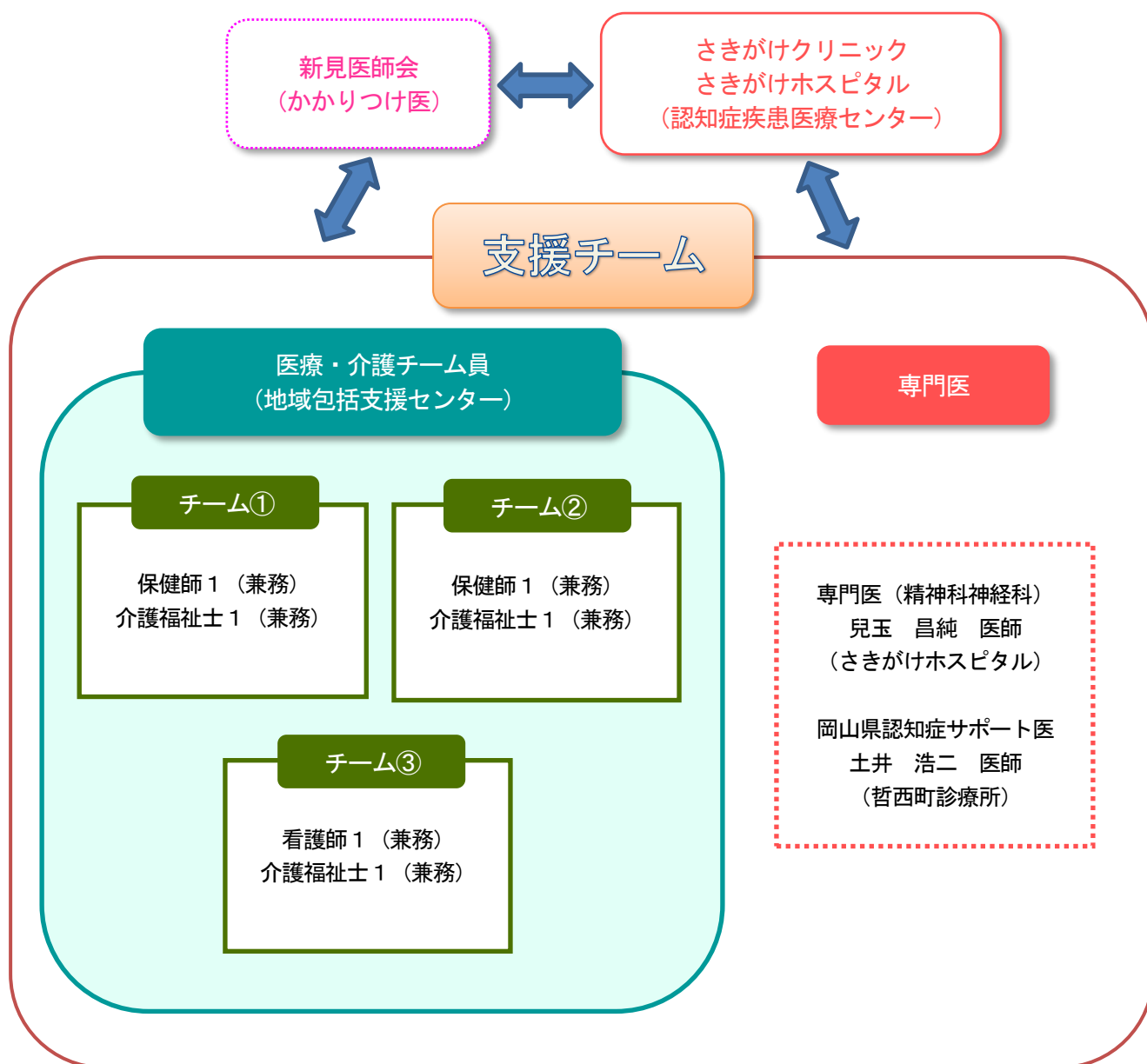
◆医療サービス、介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している人

認知症初期集中支援チームとは？

認知症の専門的な知識・技能を有する医師の指導の下、複数の専門職が家族の相談などにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね最長で6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチームをいいます。

1 認知症初期集中支援チーム活動状況

(1) 令和5年度チーム体制



(2) 実施結果

①平成25～令和5年度 相談支援者数：累計119名

②令和5年度

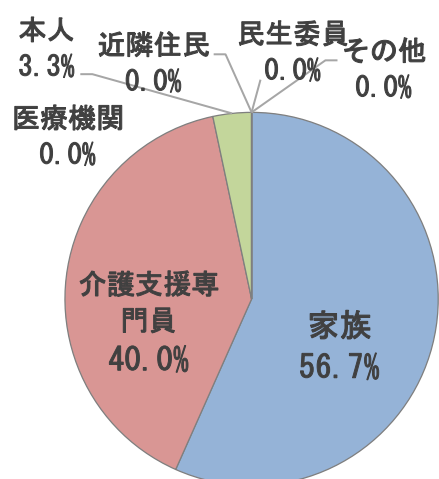
- ・新規相談支援者 5名
- ・チーム訪問延べ件数 36回
- ・チーム員会議 6回 (4月・6月2回・8月・12月・2月)

(3) 実施内訳

【把握ルート】

(単位：人)

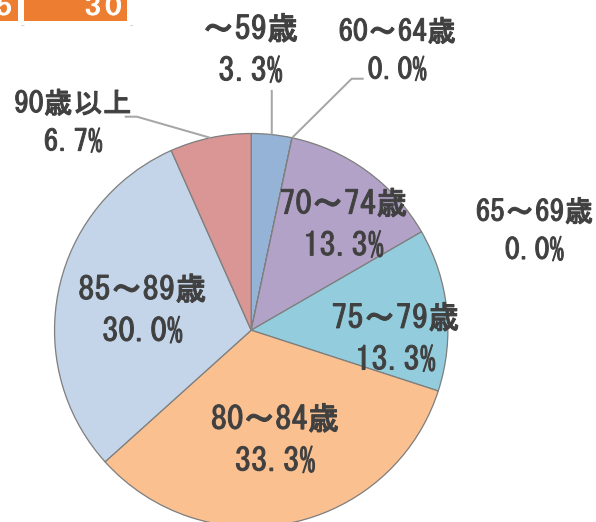
	R1	R2	R3	R4	R5	計
家族	1	1	6	4	5	17
介護支援専門員	1	3		8		12
本人	1					1
医療機関						0
近隣住民						0
民生委員						0
その他						0
合計	3	4	6	12	5	30



【年代別内訳】

(単位：人)

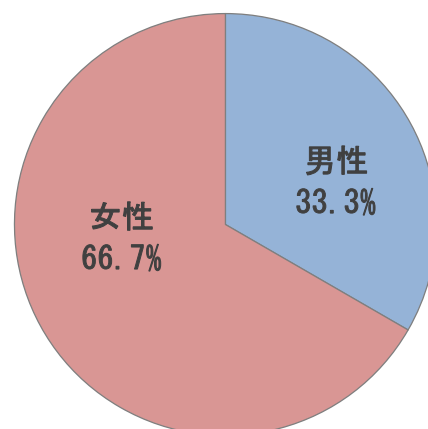
	R1	R2	R3	R4	R5	計
～59歳				1		1
60～64歳						0
65～69歳						0
70～74歳		1	1	1	1	4
75～79歳	1	1		1	1	4
80～84歳		1	3	5	1	10
85～89歳	1	1	2	3	2	9
90歳以上	1			1		2
合計	3	4	6	12	5	30



【性別の内訳】

(単位：人)

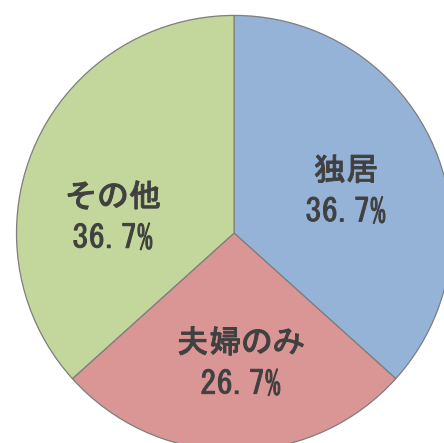
	R1	R2	R3	R4	R5	計
男性	0	2	3	4	1	10
女性	3	2	3	8	4	20
合計	3	4	6	12	5	30



【世帯構成の内訳】

(単位：人)

	R1	R2	R3	R4	R5	計
独居	3	3	1	2	2	11
夫婦のみ	0	1	3	2	2	8
その他	0		2	8	1	11
合計	3	4	6	12	5	30



2 活動における課題等

(1) 令和5年度活動状況のまとめ

- ・平成30年度から認知症サポート医2名体制で認知症初期集中支援チームの活動を実施している。
- ・認知症初期集中支援チーム員会議を6回実施し、うち専門医による家庭訪問を2件実施した。
- ・市内では認知症の確定診断（初診）が難しい状況で、市外の医療機関受診が必要な状況にある。専門医による家庭訪問は受診が困難な対象にとって、貴重な機会となっている。
- ・認知症初期集中支援チーム員会議の協議内容を支援者で共有し、ご本人や家族の支援を連携できる体制づくりをさらに整えていく必要がある。

1 地域密着型サービス事業について

(1) 地域密着型サービスとは

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるためのもので、市町村が指定・指導監督の権限をもち、国の基準の範囲内で独自の介護報酬・指定基準の設定ができます。

- ① 原則として、その市町村の被保険者のみがサービス利用が可である。
- ② 指定・指導監督の権限は保険者である市町村が有する。
(住所地特例の対象となる施設入所者については、一部のサービス利用が可能)
- ③ 事業者の指定においては、市町村の運営委員会等の協議が必要である。
(地域密着通所介護については、努力義務。)

(2) 地域密着型サービスの種別

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ② 夜間対応型訪問介護
- ③ 地域密着型通所介護 (市内 5 箇所)
- ④ 認知症対応型通所介護 (市内 2 箇所)
- ⑤ 小規模多機能型居宅介護 (市内 5 箇所)
- ⑥ 認知症対応型共同生活介護 (市内 8 箇所 11 ユニット) ※
- ⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- ⑨ 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)

※R 6 年 4 月現在

- ⑥ 1 箇所 1 ユニット 休止中

令和5年度 介護給付費(給付額)

(単位:円)

種類	費用額	予防給付				介護給付						合計	
		要支援1	要支援2	計	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計	
居宅(介護予防)サービス		38,993,822	54,975,994	93,969,816	0	387,346,764	351,125,280	188,134,594	170,427,370	101,379,280	1,198,413,288	1,292,383,104	
訪問サービス		2,526,578	5,674,879	8,201,457	0	47,111,746	36,770,843	17,268,781	27,373,806	32,321,101	160,846,277	169,047,734	
訪問介護		0	0	0	0	27,705,258	18,645,245	9,949,060	10,471,786	15,248,205	82,019,554	82,019,554	
訪問入浴介護		0	0	0	0	63,990	1,515,879	14,355	570,816	1,473,672	3,638,712	3,638,712	
訪問看護		2,113,142	4,205,691	6,318,833	0	12,748,726	12,295,564	3,875,186	14,169,406	12,610,994	55,699,876	62,018,709	
訪問リハビリテーション		197,386	886,572	1,083,958	0	4,096,074	2,916,809	1,609,182	863,092	1,343,138	10,828,095	11,912,053	
居宅療養管理指導		216,050	582,616	798,666	0	2,497,698	1,397,546	1,820,998	1,298,706	1,645,092	8,660,040	9,458,706	
通所サービス		8,422,153	14,050,329	22,472,482	0	158,087,893	137,456,650	62,554,729	31,230,653	20,099,978	409,429,903	431,902,385	
通所介護		0	0	0	0	129,146,611	109,161,340	46,794,384	17,747,970	14,760,112	317,610,417	317,610,417	
通所リハビリテーション		8,422,153	14,050,329	22,472,482	0	28,941,282	28,295,310	15,760,345	13,482,683	5,339,866	91,819,486	114,291,968	
短期入所サービス		396,810	3,137,760	3,534,570	0	46,231,628	56,067,295	40,682,528	38,370,227	21,877,052	203,228,730	206,763,300	
短期入所生活介護		396,810	2,979,045	3,375,855	0	37,135,101	43,184,899	33,932,703	34,630,472	17,736,511	166,619,686	169,995,541	
短期入所療養介護(介護老人保健施設)		0	158,715	158,715	0	8,650,580	11,806,800	6,749,825	3,739,755	4,140,541	35,087,501	35,246,216	
短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)		0	0	0	0	445,947	1,075,596	0	0	0	1,521,543	1,521,543	
短期入所療養介護(介護医療院)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福祉用具・住宅改修サービス		16,512,830	21,105,483	37,618,313	0	25,035,750	35,026,601	19,520,145	17,904,145	9,333,324	106,819,965	144,438,278	
福祉用具貸与		13,425,248	18,160,310	31,585,558	0	20,462,757	30,818,447	17,057,867	16,166,120	9,057,825	93,563,016	125,148,574	
福祉用具購入費		571,670	816,585	1,388,255	0	1,407,164	984,660	918,329	437,470	140,580	3,888,203	5,276,458	
住宅改修費		2,515,912	2,128,588	4,644,500	0	3,165,829	3,223,494	1,543,949	1,300,555	134,919	9,368,746	14,013,246	
特定施設入居者生活介護		2,407,071	1,157,904	3,564,975	0	44,494,461	40,873,305	24,397,576	41,035,536	9,638,044	160,438,922	164,003,897	
介護予防支援・居宅介護支援		8,728,380	9,849,639	18,578,019	0	66,385,286	44,930,586	23,710,835	14,513,003	8,109,781	157,649,491	176,227,510	
地域密着型(介護予防)サービス		4,088,502	17,159,181	21,247,683	0	148,957,190	205,358,242	151,955,103	88,109,304	34,244,238	628,624,077	649,871,760	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		0	0	0	0	596,309	0	0	0	0	596,309	596,309	
夜間対応型訪問介護		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型通所介護		0	0	0	0	27,818,579	30,902,825	14,379,015	9,171,293	5,926,071	88,197,783	88,197,783	
認知症対応型通所介護		0	0	0	0	16,085,787	21,406,292	12,497,904	5,485,482	4,113,016	59,588,481	59,588,481	
小規模多機能型居宅介護		4,088,502	15,065,898	19,154,400	0	46,644,934	61,913,470	59,137,848	29,182,677	11,502,054	208,380,983	227,535,383	
認知症対応型共同生活介護		0	2,093,283	2,093,283	0	57,811,581	89,890,460	65,940,336	41,184,844	12,703,097	267,530,318	269,623,601	
地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)		0	0	0	0	0	1,245,195	0	3,085,008	0	4,330,203	4,330,203	
施設サービス		0	0	0	0	102,162,714	205,357,812	394,688,274	668,094,646	776,828,086	2,147,131,532	2,147,131,532	
介護老人福祉施設		0	0	0	0	15,957,126	45,203,067	283,829,845	482,179,940	586,634,662	1,413,804,640	1,413,804,640	
介護老人保健施設		0	0	0	0	80,560,977	156,843,294	97,366,427	176,456,750	141,812,259	653,039,707	653,039,707	
介護療養型医療施設		0	0	0	0	0	0	306,063	0	0	306,063	306,063	
介護医療院		0	0	0	0	5,644,611	3,311,451	13,185,939	9,457,956	48,381,165	79,981,122	79,981,122	
総計		43,082,324	72,135,175	115,217,499	0	638,466,668	761,841,334	734,777,971	926,631,320	912,451,604	3,974,168,897	4,089,386,396	

令和5年度 介護給付費(件数)

* 年間延べ件数 (単位: 件)

種類	件数	予防給付			経過的要介護	介護給付					計	合計
		要支援1	要支援2	計		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
居宅(介護予防)サービス		4,213	5,016	9,229		13,481	10,126	4,635	3,246	1,925	33,413	42,642
訪問サービス		144	285	429		1,755	1,208	624	625	600	4,812	5,241
訪問介護		0	0	0		911	559	172	150	130	1,922	1,922
訪問入浴介護		0	0	0		2	25	1	12	30	70	70
訪問看護		95	146	241		339	275	121	238	174	1,147	1,388
訪問リハビリテーション		9	34	43		158	117	61	41	35	412	455
居宅療養管理指導		40	105	145		345	232	269	184	231	1,261	1,406
通所サービス		386	356	742		3,207	2,189	860	417	246	6,919	7,661
通所介護		0	0	0		2,646	1,657	641	270	179	5,393	5,393
通所リハビリテーション		386	356	742		561	532	219	147	67	1,526	2,268
短期入所サービス		14	106	120		800	816	481	324	162	2,583	2,703
短期入所生活介護		14	102	116		664	666	394	289	113	2,126	2,242
短期入所療養介護(介護老人保健施設)		0	4	4		128	139	87	35	49	438	442
短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)		0	0	0		8	11	0	0	0	19	19
短期入所療養介護(介護医療院)		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
福祉用具・住宅改修サービス		1,675	2,067	3,742		2,702	2,479	1,201	837	405	7,624	11,366
福祉用具貸与		1,618	2,006	3,624		2,601	2,407	1,139	809	396	7,352	10,976
福祉用具購入費		21	29	50		52	35	33	16	6	142	192
住宅改修費		36	32	68		49	37	29	12	3	130	198
特定施設入居者生活介護		43	13	56		279	232	126	201	44	882	938
介護予防支援・居宅介護支援		1,951	2,189	4,140		4,738	3,202	1,343	842	468	10,593	14,733
地域密着型(介護予防)サービス		77	179	256		1,280	1,344	763	419	172	3,978	4,234
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		0	0	0		10	0	0	0	0	10	10
夜間対応型訪問介護		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護		0	0	0		454	410	167	87	52	1,170	1,170
認知症対応型通所介護		0	0	0		197	222	105	47	29	600	600
小規模多機能型居宅介護		77	170	247		366	342	232	109	37	1,086	1,333
認知症対応型共同生活介護		0	9	9		253	363	259	164	54	1,093	1,102
地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)		0	0	0		0	7	0	12	0	19	19
施設サービス		0	0	0		442	821	1,536	2,485	2,669	7,953	7,953
介護老人福祉施設		0	0	0		77	190	1,145	1,845	2,081	5,338	5,338
介護老人保健施設		0	0	0		341	618	345	608	456	2,368	2,368
介護療養型医療施設		0	0	0		0	0	1	0	0	1	1
介護医療院		0	0	0		24	13	45	32	132	246	246
総計		4,290	5,195	9,485		15,203	12,291	6,934	6,150	4,766	45,344	54,829

令和4年度 介護給付費（給付額）

種 類		予防給付				介護給付					計	合計	
		要支援1	要支援2			経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4			要介護5
居宅（介護予防）サービス	給付費	35,850,653	50,001,967	85,852,620			385,721,557	350,440,668	193,068,290	174,836,977	100,815,684	1,204,883,176	1,290,735,796
	訪問サービス	1,823,871	5,669,462	7,493,333			42,765,356	40,123,470	23,633,855	28,577,611	30,808,051	165,908,343	173,401,676
	訪問介護	0	0	0			23,348,943	22,141,180	14,276,754	11,629,539	12,452,707	83,849,123	83,849,123
	訪問入浴介護	0	0	0			0	1,245,132	0	1,458,054	2,290,669	4,993,855	4,993,855
	訪問看護	1,422,398	4,010,670	5,433,068			14,540,897	12,933,389	4,724,127	12,187,810	13,678,016	58,064,239	63,497,307
	訪問リハビリテーション	268,987	872,178	1,141,165			2,586,015	1,943,268	2,281,851	1,653,309	1,019,871	9,484,314	10,625,479
	居宅療養管理指導	132,486	786,614	919,100			2,289,501	1,860,501	2,351,123	1,648,899	1,366,788	9,516,812	10,435,912
	通所サービス	7,048,556	11,703,399	18,751,955			165,440,562	129,752,334	48,155,682	39,945,274	20,956,290	404,250,142	423,002,097
	通所介護	0	0	0			136,310,340	105,699,928	36,233,498	28,189,158	16,482,251	322,915,175	322,915,175
	通所リハビリテーション	7,048,556	11,703,399	18,751,955			29,130,222	24,052,406	11,922,184	11,756,116	4,474,039	81,334,967	100,086,922
短期入所サービス	給付費	1,092,825	2,381,616	3,474,441			34,804,332	56,455,884	54,163,461	37,423,707	18,767,573	201,614,957	205,089,398
	短期入所生活介護	1,077,732	2,282,409	3,360,141			27,832,210	42,843,504	43,290,829	34,863,459	14,722,586	163,552,588	166,912,729
	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	15,093	99,207	114,300			6,972,122	12,698,161	10,872,632	2,560,248	4,044,987	37,148,150	37,262,450
	短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	0	0	0			0	914,219	0	0	0	914,219	914,219
	短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
	福祉用具・住宅改修サービス	15,433,173	20,652,797	36,085,970			25,208,097	33,657,757	18,290,891	18,051,516	13,027,509	108,235,770	144,321,740
	福祉用具貸与	12,414,129	17,566,264	29,980,393			19,716,724	29,974,580	16,884,566	16,506,129	12,525,939	95,607,938	125,588,331
	福祉用具購入費	481,470	984,302	1,465,772			1,383,690	1,068,273	524,425	422,195	141,570	3,540,153	5,005,925
	住宅改修費	2,537,574	2,102,231	4,639,805			4,107,683	2,614,904	881,900	1,123,192	360,000	9,087,679	13,727,484
	特定施設入居者生活介護	1,861,488	181,413	2,042,901			51,976,615	42,938,374	25,721,849	35,215,427	8,313,980	164,166,245	166,209,146
介護予防支援・居宅介護支援	給付費	8,590,740	9,413,280	18,004,020			65,526,595	47,512,849	23,102,552	15,623,442	8,942,281	160,707,719	178,711,739
	地域密着型（介護予防）サービス	4,984,227	15,370,309	20,354,536			148,637,029	197,702,580	162,107,198	82,070,465	35,304,053	625,821,325	646,175,861
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0			405,320	989,103	0	0	0	1,394,423	1,394,423
	夜間対応型訪問介護	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	0	0	0			23,532,823	32,785,860	13,380,353	8,055,855	7,363,144	85,118,035	85,118,035
	認知症対応型通所介護	0	0	0			13,111,726	19,266,615	15,329,655	7,997,477	3,536,692	59,242,165	59,242,165
	小規模多機能型居宅介護	4,984,227	15,370,309	20,354,536			53,194,842	54,652,440	55,171,183	28,592,913	11,561,918	203,173,296	223,527,832
	認知症対応型共同生活介護	0	0	0			58,001,574	88,418,253	75,694,690	37,184,608	12,842,299	272,141,424	272,141,424
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	給付費	0	0	0			390,744	1,590,309	2,531,317	239,612	0	4,751,982	4,751,982
	施設サービス	0	0	0			109,257,244	181,742,705	391,958,859	643,506,585	740,002,087	2,066,467,480	2,066,467,480
	介護老人福祉施設	0	0	0			14,674,950	36,807,129	278,420,678	471,331,322	570,807,386	1,372,041,465	1,372,041,465
	介護老人保健施設	0	0	0			87,760,240	144,935,576	103,388,665	169,172,681	120,432,150	625,689,312	625,689,312
	介護療養型医療施設	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0			6,822,054	0	10,149,516	3,002,582	48,762,551	68,736,703	68,736,703	
総計		40,834,880	65,372,276	106,207,156			643,615,830	729,885,953	747,134,347	900,414,027	876,121,824	3,897,171,981	4,003,379,137

（単位：円）

令和4年度 介護給付費（件数）

* 年間延べ件数
(単位：件)

種 類	件数	予防給付				介護給付						計	合計
		要支援1	要支援2	計	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計		
居宅（介護予防）サービス		4,121	4,812	8,933		13,211	10,477	4,634	3,594	2,154	34,070	43,003	
訪問サービス		107	302	409		1,648	1,345	751	719	637	5,100	5,509	
訪問介護		0	0	0		887	628	215	155	137	2,022	2,022	
訪問入浴介護		0	0	0		0	24	0	32	46	102	102	
訪問看護		69	149	218		340	321	112	230	206	1,209	1,427	
訪問リハビリテーション		13	35	48		100	83	83	66	35	367	415	
居宅療養管理指導		25	118	143		321	289	341	236	213	1,400	1,543	
通所サービス		327	300	627		3,320	2,108	730	543	255	6,956	7,583	
通所介護		0	0	0		2,685	1,652	569	415	205	5,526	5,526	
通所リハビリテーション		327	300	627		635	456	161	128	50	1,430	2,057	
短期入所サービス		44	84	128		639	842	543	368	192	2,584	2,712	
短期入所生活介護		43	81	124		513	664	428	340	140	2,085	2,209	
短期入所療養介護（介護老人保健施設）		1	3	4		126	167	115	28	52	488	492	
短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）		0	0	0		0	11	0	0	0	11	11	
短期入所療養介護（介護医療院）		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	
福祉用具・住宅改修サービス		1,687	2,017	3,704		2,604	2,550	1,174	886	505	7,719	11,423	
福祉用具貸与		1,634	1,949	3,583		2,486	2,476	1,131	854	499	7,446	11,029	
福祉用具購入費		22	38	60		56	36	23	18	4	137	197	
住宅改修費		31	30	61		62	38	20	14	2	136	197	
特定施設入居者生活介護		33	3	36		315	246	129	168	36	894	930	
介護予防支援・居宅介護支援		1,923	2,106	4,029		4,685	3,386	1,307	910	529	10,817	14,846	
地域密着型（介護予防）サービス		94	179	273		1,286	1,332	878	399	175	4,070	4,343	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		0	0	0		6	8	0	0	0	14	14	
夜間対応型訪問介護		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型通所介護		0	0	0		432	443	193	78	58	1,204	1,204	
認知症対応型通所介護		0	0	0		183	211	153	68	27	642	642	
小規模多機能型居宅介護		94	179	273		414	300	220	104	37	1,075	1,348	
認知症対応型共同生活介護		0	0	0		248	361	300	148	53	1,110	1,110	
地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）		0	0	0		3	9	12	1	0	25	25	
施設サービス		0	0	0		471	728	1,537	2,421	2,549	7,706	7,706	
介護老人福祉施設		0	0	0		72	161	1,136	1,823	2,030	5,222	5,222	
介護老人保健施設		0	0	0		370	567	369	587	387	2,280	2,280	
介護療養型医療施設		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	
介護医療院		0	0	0		29	0	32	11	132	204	204	
総計		4,215	4,991	9,206		14,968	12,537	7,049	6,414	4,878	45,846	55,052	

(趣旨)

第1条 この告示は、本市における地域包括支援センター（以下「センター」という。）の行う各種事業の円滑な運営を図るとともに、地域密着型サービス事業の適正な運営を確保するため、新見市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、センターの運営等に関し、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 当該年度の事業計画等センターの運営に関すること。

(2) 地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発に関すること。

(3) その他地域包括ケアに関する事項であつて運営協議会が必要と判断した事項

2 運営協議会は、介護保険法の規定による地域密着型介護サービスの運営等に関し、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 地域密着型介護又は地域密着型介護予防のサービス費の額に関すること。

(2) 指定地域密着型サービス事業者に関すること。

(3) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関すること。

3 前2項に掲げるもののほか、センターの運営並びに地域密着型介護サービスの運営等に関し、運営協議会が必要と判断した事項を所掌する。

(組織)

第3条 運営協議会は、委員10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者

(2) 医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員、機能訓練指導員等の地域における保健・医療・福祉関係者

(3) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者

(4) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域包括ケアに関する学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 公職にあることにより委嘱された委員は、その職を退いた場合には委員の職を失うものとする。

(報酬)

第5条 委員の報酬及び費用弁償の額は、新見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年新見市条例第45号）の定めるところによる。

(会長及び副会長)

第6条 運営協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の中から互選により選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

5 会議において、委員の所属する法人等に利害関係のある事項に関する協議を行う場合は、会議の決定により当該委員に一時退席を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び前条第4項により運営協議会に出席した者は、会議の内容その他職務上知り得た個人に関する情報等を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 運営協議会の庶務は、福祉部高齢者支援課が処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、運営協議会に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

2 この告示の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則 (平成22年3月26日告示第71号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日告示第80号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

○新見市認知症初期集中支援チーム検討委員会設置要領

平成25年9月2日

告示第129号

(設置及び目的)

第1条 本市が設置する新見市認知症初期集中支援チーム（以下「チーム」という。）の支援方針及び支援状況について検討し、関係機関などと一体的に事業を推進していくため、医療・保健・福祉の関係者等で構成する新見市認知症初期集中支援チーム検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。

- (1) チームの活動方針及び活動状況
- (2) チームの普及啓発
- (3) 関係機関とのネットワーク構築
- (4) その他前条に掲げる目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、新見市地域包括支援センター運営協議会要綱（平成18年新見市告示第38号）第3条によって委嘱された委員で組織する。

2 検討委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し組織を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時はその職務を代理する。

(報酬)

第4条 委員の報酬及び費用弁償の額は、予算の範囲内で支給するものとする。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員及び前条の規定により検討委員会に出席した者は、会議の内容その他職務上知り得た個人に関する情報等を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、福祉部高齢者支援課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月29日告示第147号）

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年6月8日告示第95号）

この告示は、公布の日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附 則（令和６年３月２９日告示第８０号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。